

## 狙われる緊急事態・九条改憲

一線を越えた「敵基地攻撃能力」の保有

昨年12月岸田内閣は、新たな「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の安保3文書を閣議決定した。詳細は本ニュース前号（1月発行）で紹介したが、改めて問題点を整理してみよう。

第一に、相手国領内への「敵基地攻撃」を可能にすることを初めて盛り込んだ。敵基地攻撃能力は、「相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする：自衛隊の能力」と規定したもので、戦後一貫して、他国を攻撃できる兵器の保有は「憲法の趣旨とするところではない」としてきた政府見解を乱暴に覆している。

そして、政府が「憲法にのつとめた受動的な防衛戦略」として掲げてきた「専守防衛」を完全に有名無実にするものでもある。

日本が他国を攻撃すれば報復されて日本中が攻撃にさらされることになるが、安保3文書のひとつ「国家防衛戦略」では司令部や病院等の地下化をはじめとした自衛隊基地強化の方針が盛り込まれている。

このような敵基地攻撃能力保有や後述の大軍拡は、アメリカの要求で進められていることも見逃せない。バイデン米大統領は、日本の防衛費大幅増を3回にわたり求めたと告白している。国会審議でも、日本の敵基地攻撃能力保有の目的が、アメリカの対中国軍事ブロックの「統合防空ミサイル防衛（IAMD）」への日本の参加にあることが明らかになっている。

6月の「骨太の方針2023」でも「国家安全保障戦略等に基づき、防衛力を5年間で抜本的に強化する」と明記し、「スタンド・オフ防衛能力▽統合防空ミサイル防衛能力」などの柱を重視することを強調している。

通常国会で成立させた防衛産業支援生産基盤強化法に基づく基本方針案（6月18日、中日新聞報道）によると、事業継続が困難な場合の工場買い上げを国が容認したほか、ウクライナへの米欧による武器提供を例に「他国との相互交換可能性を担保するための仕様の共通化」も明記している。

防衛装備品の輸出に関するルールを定めた「防衛装備移転三原則」をめぐる、自民・公明の実務者協議の「論点整理」が7月5日報告され、直接的に人を殺し、物を破壊する「殺傷兵器」の全面輸出が提起された。具体的には、日英伊3国で共同開発を進めている次期戦闘機の直接輸出を狙っている。このほかにも、自衛隊法上の武器であっても部品として分解すれば移転は可能との見解を示し、F15戦闘機のエンジンをインドネシアに輸出しようとしている。これらは、憲法の平和主義を葬り去り、「死の商人国家」に道を開く危険な動きである。

防衛費の倍増で、世界第3位の軍事大国に

安保3文書の改定のもう一つの特徴は、2027年度には防衛費とその関連予算を合わせ国内総生産（GDP）の2%にすると明示したことである。2023～2027年

度の5年間で総額43兆円もの大軍拡を押し進める政府予算を2023年通常国会で成立させた。

防衛費大幅増の財源の一部には、国立病院機構の積立金422億円と、社会保険病院などを運営する地域医療機能推進機構の積立金324億円を充てる計画となっている。積立金は老朽施設の改修や医療労働者の待遇改善などに使われるべきであり、防衛費への流用など断じて認められない。

また、2023年度予算案で、自衛隊艦船や施設整備に建設国債を充てることを初めて認めた。多額の国債発行で軍事費を膨張させ、破滅的な戦争に突き進んだ戦前の反省から、防衛費に国債を充てることは長らく「禁じ手」だったものである。

軍事費を急増させ、財源に建設国債を活用する予算は、「平和国家としての歩み」を踏み外すものである。

共同通信が行った世論調査（5月7日）では、大軍拡のための増税を「支持しない」は80%、軍拡財源確保法で可能となった東日本大震災の復興特別所得税の一部を軍拡予算に流用することに「反対」は73%、5年間で軍事費を43兆円に増やすことは「適切でない」が58%と、国民の多くは政府の大軍拡の姿勢に不安と反感を抱いている。

### 狙われる改憲発議

日本維新の会と国民民主党、衆院会派「有志の会」は、6月19日「緊急事態」を理由に国会の閉会・解散禁止を可能にする改憲条文案を公表した。条文案は「緊急事態」を①武力攻撃、②内乱やテロ、③自然災害、④感染症の大規模蔓延——などと規定。国民民主の玉木代表は「岸田首相は総裁任期中の改憲実現を公言しているが、自民党には具体的なスケジュールを示し、議論を引っ張るリーダーシップの発揮を求めたい」と主張、日本維新の会の音喜多政調会長も「来年の通常国会で（改憲）発議をするために他会派にも呼びかけたい」と述べた。緊急事態条項の危険性については、5月の衆院憲法審査会で参考人陳述した長谷部恭男早稲田大学教授が「任期を延長された衆院と従前の政権が長期にわたり居座り続ける緊急事態の恒久化を招きかねない」と警告している通りである。

自民党安倍派は、自衛隊の憲法上の明記を実現した上で、憲法九条2項の削除をめざす提言をまとめた。九条1項、2項を残して自衛隊を明記するのは、九条2項を残すことにこだわった公明党への故安倍元首相の配慮とされていたが、ここに来て九条2項を削除するのは、自民党の当初の改憲案である2012年改憲草案へ先祖返りした形といえる。

岸田政権の下で進められる防衛費大幅増と、高まる改憲の危機に、「防衛費より社会保障を」「改憲はNO!」の私たちの声と行動が求められている。

## 憲法のびびり参加を

「あいち医師・歯科医師九条の会」は9月9日（土）に憲法のびびり参加を行います（チラシ参照）。是非ご参加ください。

# 進められる防衛費大幅増・武器輸出、高まる改憲の危機にNO！の声を

# ◆テーマ どうなる憲法、どうする憲法 ～新たな段階の改憲の危機と私たちの運動課題～

◆講師 三宅裕一郎氏 (日本福祉大学教授、憲法学)



※テーマ趣旨……昨年末の安保3文書の閣議決定を始め、この国の立憲主義はますます壊れてきております。ウクライナ情勢や中国の軍事的台頭を追い風として、軍拡を求める声が強まっておりますが、その真の狙いはなにか、そしてその先になにかがあるのか、という点をめぐる想像力は残念ながら希薄です。防衛費大幅増が「アメリカ発」であることも見逃せません。また、改憲発議の危険性も、かつてなく強まっています。いま進んでいる改憲の危機と私たちの運動課題を学び、交流します。

◆とき 2023年9月9日(土) 午後3時～5時

◆ところ 愛知県保険医協会伏見会議室  
〒460-0003 名古屋市中区錦1丁目13-26  
名古屋伏見スクエアビル9階(地下鉄伏見駅下車5分)  
TEL 052-223-0415

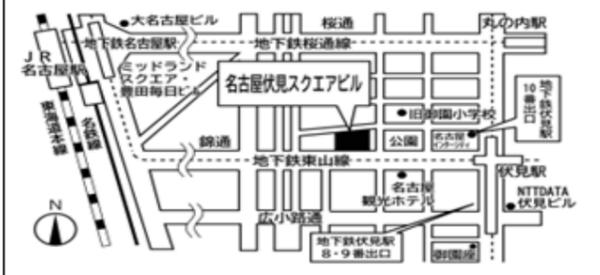
◆参加費 医師・歯科医師1,000円、  
一般市民500円

◆定員:50人(事前申込み制・先着順)  
※新型コロナウイルス感染拡大状況により中止とすることもあります。ご了承ください。

◆問合せ・連絡先:

「あいち医師・歯科医師九条の会」担当事務局  
名古屋市昭和区妙見町19-2 愛知県保険医協会内  
TEL 052-832-1346

三宅裕一郎(みやけ ゆういちろう)氏  
(日本福祉大学教授、憲法学)  
1995年3月 法政大学法学部法律学科卒業  
2005年3月 専修大学大学院法学研究科博士後期課程修了  
2008年10月 三重短期大学法経科准教授  
2013年10月 三重短期大学法経科教授  
2018年4月 日本福祉大学教授  
共著に『初学者のための憲法学』(北樹出版、2008年)、『平和と憲法の現在－軍事によらない平和の探究－』(西田書店、2009年)、『リアル憲法学(第2版)』(法律文化社、2013年)

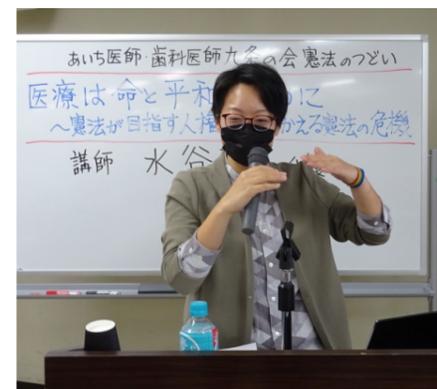


## 「あいち医師・歯科医師九条の会」へのカンパのお願い

「あいち医師・歯科医師九条の会」は、会費制ではなく、「憲法のつどい」の参加費と、カンパで運営しています。下記の郵便払込口座をご利用いただき、カンパにご協力ください。金額は任意で結構です。口座00890-6-12008 愛知県保険医協会 通信欄に「あいち医師・歯科医師九条の会募金」と記載ください。

## 憲法が保障する自由と 権利を国民自らが守ろう

医師・歯科医師九条の会が集い



三月十八日(土)、「あいち医師・歯科医師九条の会」は三十三回目の憲法のつどいを保険医協会伏見会議室で開き、二十五人が参加した。  
講師には水谷陽子氏(弁護士、明日の自由を守る若手弁護士会)を迎え、「医療は命と平和のために」憲法が目指す人権と、今むかえる憲法の危機」のテーマで講演した。

水谷氏は、まず「そもそも憲法って？」と問いかけ、「憲法に従う義務があるのは次のうち誰？」とクイズで考える時間を設けた。憲法九十九条は憲法尊重擁護義務を天皇・国務大臣・国会議員・裁判官・公務員に課しており、国民主権の立場から権力の担い手に対して憲法尊重義務があることを説明した。そして、第一三条(個人の尊重)は、国民一人ひとりが個人として尊重されるよう国家権力に注文していることも説明し、憲法で保障する権利の根源であるとした。

### 自衛隊の明記——医療機関も影響が

続いて、自民党が狙うものとして、第一に憲法九条に新たな項目を加えて自衛隊の存在と自衛権の行使を明文化する加憲を挙げた。安保関連法と昨年末閣議決定の安保三文書改定によって、集団的自衛権としてアメリカの行う戦争に加わることや「武器使用」「後方支援」として海外で武力行使をすること、自衛隊を明文化することで、①自衛隊の活動を国民の人権制約の根拠として土地収用が可能になり、基地騒音で訴訟することが困難になる、②防衛費の大幅増額が正当化され、社会保障費削減や増税などの国民負担が増える、③自衛隊の人・モノ・金は戦争のために使われ、自然災害に対応できなくなる——という影響が考えられると述べた。

医療従事者にとっても、二〇二三年の有事法制以降、公的病院のみならず民間医療機関も指定公共機関になり、医薬品・医療材料などは軍事優先とされ、医療サービスも自衛隊や米軍の傷病兵の治療が優先される影響を指摘した。

このほか、自民党改憲案には「緊急事態条項」「参議院合区」「教育環境の整備」などもあるが、いずれも既存の法改正で対応可能で憲法改正の必要はないと述べた。改憲反対の人の中には、国民投票で改憲を阻止すればよいという考えがあるが、水谷氏は、①最低投票数の規定がない、②国民にとって害がないものとセットで重要な改憲項目の投票が行われれば反対の意思表示ができにくくなる、③広生規制がないため資金力を背景にした改憲派の大宣伝が予想される——ことから国民投票に持ち込ませず、改憲の動きに反対していくことが必要と訴えた。

最後に、主権者として自由と権利を自分で守ろうとよびかけた水谷氏は、憲法九七条(侵すことのできない永久の権利としての基本的人権)や憲法一二条(国民の不断の努力で保持すべき国民の自由・権利)にあるように、憲法の価値についての理解を広げる主権者としての努力が必要と強調した。

「あいち医師・歯科医師九条の会」ニュースのバックナンバーは、愛知県保険医協会ホームページに掲載しています。 <https://aichi-hkn.jp/>